

府子本第5号  
27初幼教第3号  
雇児保発0401第1号  
平成27年4月1日

各都道府県私立学校主管部（局）長  
各都道府県民生主管部（局）長 殿  
各指定都市・中核市民生主管部（局）長

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）

長 田 浩 志



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局幼児教育課長

淵 上



(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

朝 川 知 昭



(印影印刷)

平成27年度税制改正等に係る子ども・子育て支援新制度における税制上の  
取扱いについて（通知）

平成27年度税制改正により、下記のとおり税制上の措置が講じられ、関係法令が改正されました（別紙1～3参照）。その内容及び税制上の取扱いに関する留意点は下記のとおりですので、貴職におかれては、十分ご了知の上、関係部局や管内の市町村、事業者等へ周知し、その運用に遺漏のないようご配慮いただけるようお願いいたします。なお、こうした取扱いについては、財務省及び総務省とも協議済である旨申し添えます。

記

## 1 市町村認可事業として位置付けられる家庭的保育事業等に対する税制上の所要の措置

### (1) 固定資産税及び都市計画税関係

- ① 地方税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 2 号）による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「新地方税法」という。）第 348 条第 2 項第 10 号の十の規定により、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業（以下「事業所内保育事業」という。）の認可を受けたものが、当該事業（利用定員が 6 人以上であるものに限る。）の用に供する固定資産に係る固定資産税について、非課税とされたこと。また、新地方税法第 702 条の 2 第 2 項の規定により当該固定資産に係る都市計画税について、非課税となること。
- ② 新地方税法第 349 条の 3 第 30 項、第 31 項及び第 32 項の規定により、児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項の規定により、児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業（以下「家庭的保育事業」という。）、同法第 6 条の 3 第 11 項に規定する居宅訪問型保育事業（以下「居宅訪問型保育事業」という。）又は事業所内保育事業の認可を受けたものが、直接当該事業（事業所内保育事業については、利用定員が 5 人以下であるものに限る。）の用に供する家屋及び償却資産（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）に対して課される固定資産税の課税標準は、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の 2 分の 1 とされたこと。

### (2) 不動産取得税関係

- ① 新地方税法第 73 条の 4 第 1 項第 4 号の 10 の規定により、児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項の規定により事業所内保育事業の認可を受けた者が当該事業（利用定員が 6 人以上であるものに限る。）の用に供する不動産に係る不動産取得税について、非課税とされたこと。
- ② 新地方税法第 73 条の 14 第 11 項、第 12 項及び第 13 項の規定により、児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項の規定により家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業の認可を受けたものが、直接当該事業（事業所内保育事業については利用定員が 5 人以下であるものに限る。）の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）に対して課される不動産取得税の課税標準の算定について、当該家屋の価格の 2 分の 1 に相当する額を価格から控除することとされたこと。

### (3) 事業所税関係

新地方税法第 701 条の 34 第 3 項第 10 号の 9 の規定により、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業の用に供する施設に係る事業所税について、非課税とされたこと。

## 2 一時預かり事業（訪問型）に係る固定資産税等の取り扱いについて

児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項に規定する一時預かり事業（以下「一時預かり事業」という。）については、地方税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 2 号）による改正前から、居室その他これに類する施設の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税、当該事業の用に供する不動産に係る不動産取得税並びに事業の用に供する施設に係

る事業所税は非課税となっている（新地方税法第 73 条の 4 第 1 項第 4 号の 8、第 348 条第 2 項第 10 号の 8、第 701 条の 34 第 3 項第 10 号の 7 及び第 702 条の 2 第 2 項、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 161 号）による改正後の地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号。以下「新地方税法施行令」という。）第 36 条の 10 第 2 項第 6 号、第 49 条の 15 第 2 項第 10 号及び第 56 条の 26 の 5 並びに地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年総務省令第 38 号）による改正後の地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「新地方税法施行規則」という。）第 10 条の 7 の 3 第 12 項）ところ。

平成 27 年 4 月 1 日から、一時預かり事業について、新たに訪問型の事業（児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 36 条の 35 第 4 号の規定に基づき行われるものをいう。以下同じ。）が創設されることとなるが、訪問型の事業についても児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項に規定するものであり、当該事業の用に供する事業所については、新地方税法施行規則第 10 条の 7 の 3 第 11 項に規定する居室その他これに類する施設の用に供する固定資産に該当するものとして、固定資産税及び都市計画税は非課税となり、また、新地方税法施行令第 36 条の 10 第 2 項第 6 号及び第 56 条の 26 の 5 の規定により不動産取得税及び事業所税についても非課税となること。

### 3 放課後児童健全育成事業に係る固定資産税等の取り扱いについて

児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）の改正に伴い、所要の改正を行った。

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する放課後児童健全育成事業の用に供する施設に係る固定資産税及び都市計画税については、新地方税法施行規則第 10 条の 7 の 3 第 11 項の規定により、引き続き非課税となること。

### 4 輸入脱脂粉乳に係る関税の取扱いについて

平成 26 年度改正において関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）について所要の改正を行ったところであるが、今般、関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）等についても所要の改正を行った。

具体的には、関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 10 号）による改正後の関税暫定措置法別表第 1 第 0402・10 号及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 27 年政令第 165 号）による改正後の関税定率法施行令（昭和 29 年政令第 155 号）第 65 条の規定により、給食用の輸入脱脂粉乳を無税（関税割当制度に関する政令（昭和 36 年政令第 153 号）別表に掲げる数量を超える場合には関税暫定措置法別表第 1 の 3 第 0402・10 号に掲げる税率）とする減税措置の対象として、従前から対象となっている幼稚園、保育所、認定こども園のほか、家庭的保育事業、児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業及び事業所内保育事業並びに子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 30 条第 1 項第 4 号に規定する特例保育を行うため市町村長が設置する施設が追加されたこと。なお、幼保連携型認定こども園は、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設に該当することから、

関税率法第 65 条の規定により、この減税措置の対象となること。

## 5 学校法人に対する指定寄附金の取扱いについて

学校法人に対する指定寄附金における控除の取扱いについては、平成 26 年度税制通知の 1. (1) ②において「子ども・子育て支援新制度の施行に合わせ、後日告示を改正する予定」としていたところであるが、今般、「所得税法第 78 条第 2 項第 2 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 2 号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件」(昭和 40 年大蔵省告示第 154 号) が改正され、同告示第 1 号の 2 から第 2 号の 2 までに規定する「学校」に幼保連携型認定こども園を含むこととし、幼保連携型認定こども園を設置しているこれらの規定に該当する学校法人に対する寄附金についても、指定寄附金として所得控除又は損金算入の措置を受けられることとされたこと。

## 6 その他関連する所要の税制改正について

平成 27 年度税制改正要望において「子ども・子育て支援新制度に伴い必要な税制上の所要の措置」として要望した事項以外にも、以下のような税制上の所要の措置が講じられることから、子ども・子育て支援新制度の普及促進の観点で、関係部局等と連携し、その活用を図ること。

### (1) 寄附金の税額控除に係る寄附実績要件

寄附金の税額控除の対象となるために必要な寄附実績要件が緩和されたこと(租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成 27 年政令第 148 号)による改正後の租税特別措置法施行令(昭和 32 年政令第 43 号。以下「新租特令」という。)第 26 条の 28 の 2)。

具体的には、寄附実績判定において、学校法人又は社会福祉法人の設置する特定学校等(注 1)の定員等の総数が 5,000 に満たない事業年度(特定学校等の定員等の総数が 0 である場合の事業年度を除く。)にあつては、判定基準寄附者(注 2)の数を当該判定基準寄附者の数に 5,000 を乗じた数を特定学校等の定員等の総数(当該定員等の総数が 500 に満たない場合には、500)で除して得た数として算定し、実績判定期間内の年平均の判定基準寄附者の数が 100 以上であること及びその判定基準寄附者からの寄附金の額の年平均の金額が 30 万円以上であることとされた。

※ これまで実績判定期間内の年平均の判定基準寄附者の数が 100 以上必要であったが、今回の緩和措置により、例えば、実績判定期間内のいずれの事業年度においても特定学校等の定員等の総数が 500 に満たない場合においては、当該実績判定期間内の年平均の判定基準寄附者の数が 10 以上であれば寄附金の税額控除の対象となるために必要な寄附実績要件を満たすこととなる。

(注 1) 特定学校等とは、新租特令第 26 条の 28 の 2 第 3 項第 4 号に規定する特定学校等をいい、具体的には次のとおり。

イ 所得税法施行令(昭和 40 年政令第 96 号)第 217 条第 4 号に規定する学校(学

校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園をいう。）、専修学校及び各種学校

ロ 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する障害児通所支援事業（同条第 2 項に規定する児童発達支援、同条第 3 項に規定する医療型児童発達支援又は同条第 4 項に規定する放課後等デイサービスを行う事業に限る。）、同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する児童自立生活援助事業、同条第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業又は同条第 10 項に規定する小規模保育事業が行われる施設

ハ 児童福祉法第 37 条に規定する乳児院、同法第 38 条に規定する母子生活支援施設、同法第 39 条第 1 項に規定する保育所、同法第 41 条に規定する児童養護施設、同法第 42 条第 1 号に規定する福祉型障害児入所施設、同条第 2 号に規定する医療型障害児入所施設、同法第 43 条の 2 に規定する情緒障害児短期治療施設及び同法第 44 条に規定する児童自立支援施設

（注 2）判定基準寄附者とは、新租特令第 26 条の 28 の 2 第 3 項第 3 号に規定する判定基準寄附者をいい、基本的に 3,000 円以上の寄附金を支出した者をいう。

## （2）教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の適用期限の延長

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、平成 27 年 12 月末までとされている適用期限が平成 31 年 3 月 31 日まで延長されること。また、平成 27 年 4 月から非課税対象となる教育費の範囲の拡大が行われ、これまで対象となっていなかった通学定期券代等について対象となること。なお、平成 26 年度税制通知の 3.（2）③のとおり、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業（以下「地域型保育事業」という。）に係る施設を設置する者に直接支払われる金銭についても、平成 27 年 4 月 1 日より非課税対象となることにも留意すること。

## （3）直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の創設

平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に、個人（結婚・子育て資金管理契約を締結する日において 20 歳以上 50 歳未満の者に限る。以下「受贈者」という。）が、その直系尊属と信託会社との間の結婚・子育て資金管理契約に基づき信託受益権を取得した場合、その直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭を結婚・子育て資金管理契約に基づき銀行等の営業所等において預金若しくは貯金として預入をした場合又は結婚・子育て資金管理契約に基づきその直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭若しくはこれに類するもの（以下「金銭等」という。）で金融商品取引業者の営業所等において有価証券を購入した場合には、当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち 1,000 万円までの金額に相当する部分の価額については、贈与税の課税価格に算入しないこととされたこと。（所得税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 9 号）による改正後の租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 70 条の 2 の 3）。

※ 結婚・子育て資金には、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設（注）等に係る保育料が含まれる。

（注）認可外保育施設とは「租税特別措置法施行令第 40 条の 4 の 4 第 6 項及び第 7 項並びに租税特別措置法施行規則第 23 条の 5 の 4 第 2 項第 4 号及び第 7 号の規定に基づき内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める費用、医療機関及び施設（平成 27 年内閣府告示第 48 号）」第 9 項に掲げるものをいい、具体的には次のとおり。

- 一 児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項の規定による届出がされた施設のうち、同法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設
- 二 児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項の規定による届出がされた施設（前号の施設を除く。）のうち、租税特別措置法施行規則第 23 条の 5 の 3 第 2 項第 4 号の規定に基づき、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める事項（平成二十五年文部科学省・厚生労働省告示第一号）に該当するもの
- 三 ベビーシッター派遣事業費補助金に係る事業において、ベビーシッター派遣事業割引券等取扱事業者として認定された事業者が行う児童福祉法第 6 条の 3 第 1 項に規定する業務を目的とする施設

## 7 税務部局等との連携について

各種税制上の非課税措置等が講じられることとなる地域型保育事業及び子ども・子育て支援法第 59 条に規定する地域子ども・子育て支援事業等について、市町村の福祉部局においては、それらの措置が適切に講じられるよう、事業を実施する施設等を確認した際の情報共有等、当該市町村の税務部局等と連携を図ることが望ましい。

（添付資料）

- 別紙 1：新旧対照表（法律）
- 別紙 2：新旧対照表（政令）
- 別紙 3：新旧対照表（省令）
- 別紙 4：新旧対照表（告示）

<問い合わせ先>

内閣府子ども・子育て本部

03-6257-1465（直通）